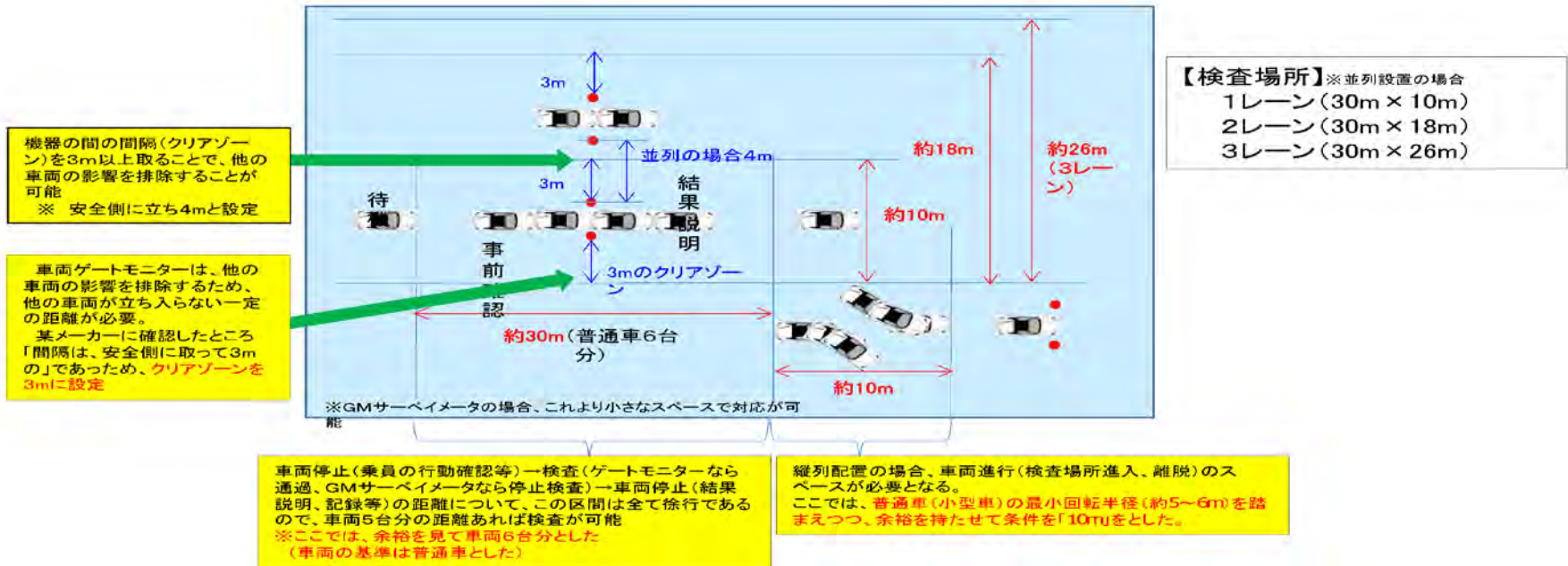


○検査場所設置要件

- ①住民が避難所等まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること。
- ②検査場所から避難所等までの移動が容易であること。
- ③検査及び簡易除染の実施に必要な面積が確保できる敷地
- ④資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること。

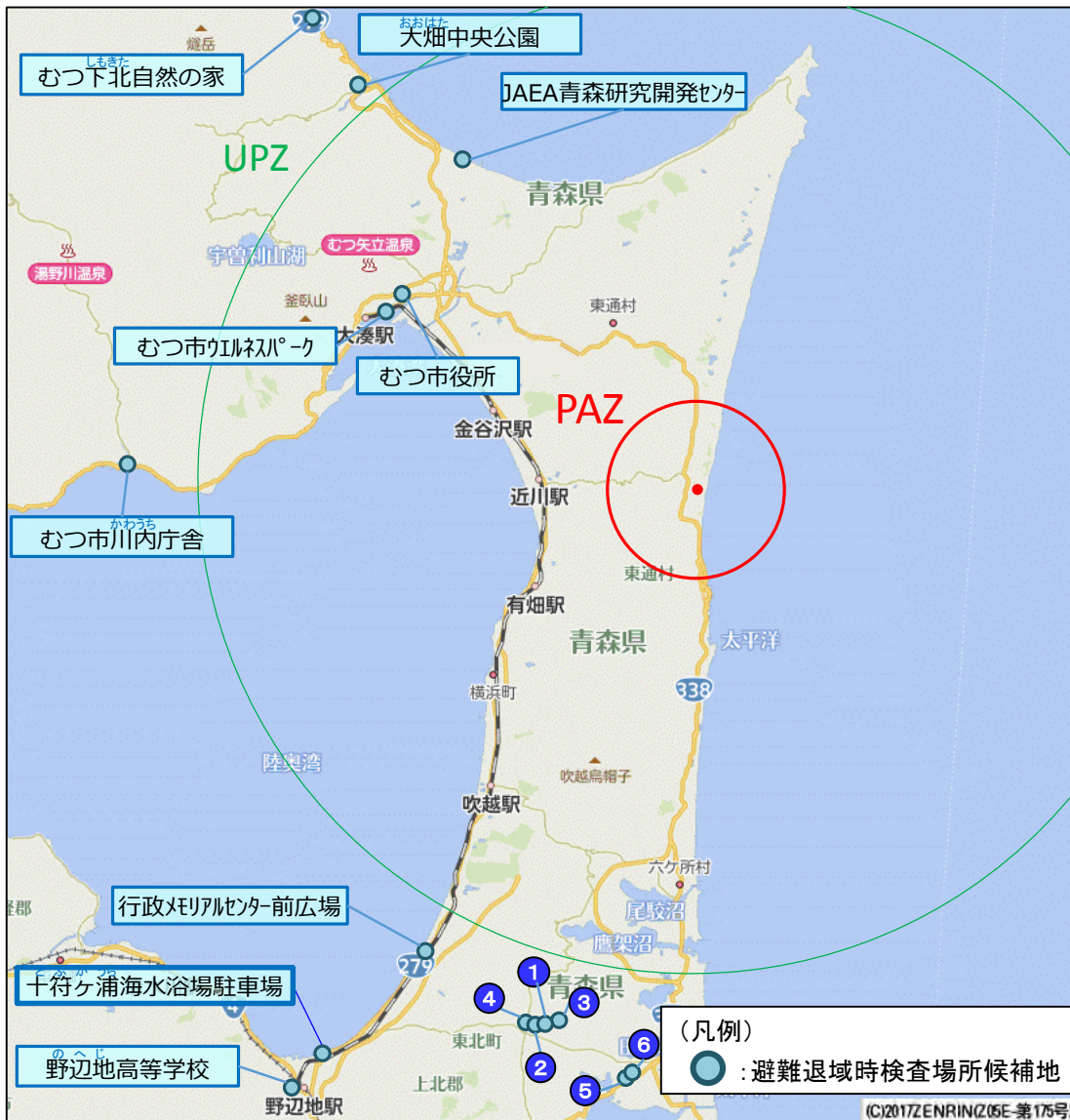
<検査場所の対応能力に関する考え方(愛媛県を参考とした)>

- 車両指定箇所検査に要する時間は、ゲートモニタの場合2分、サーベイメータの場合3分と設定。
 - 車両指定箇所検査レーンは、**1レーンあたり30m×10m**の空間として、設定レーン数を算出する。
 - 車両指定箇所検査における、1時間あたりの測定可能台数(**ゲートモニタ30台/h、サーベイメータ20台/h**)
×設定レーン数を避難退域時検査場所の対応能力として設定。
- ※車両指定箇所検査レーン以外(車両確認検査、住民検査)は、1レーンとする。



1. 検査場所の選定状況

- ・「野辺地町十符ヶ浦海水浴場」を追加選定。
- ・六ヶ所村千歳平地区公民館及び体育館に替えて、「千歳平はるき小公園」を登録。(千歳平小学校と合わせて検査場所として使用)



検査場所を通過する避難元市町村

検査場所	避難元市町村
むつ下北自然の家	むつ市
大畑中央公園	
むつ市川内庁舎	
日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター※	
むつ市ウエルネスパーク※	
むつ市役所※	東通村、むつ市、 横浜町、野辺地町
行政メモリアルセンター前広場 十符ヶ浦海水浴場駐車場	
野辺地高等学校	東通村、むつ市、横浜町
六ヶ所高等学校 ①	六ヶ所村
千歳中学校 ②	
千歳平はるき小公園 千歳平小学校 ③	
酪農会館 ④	
南小学校 ⑤	
第二中学校 ⑥	

※: 検査場所の空間線量値に問題がなく、避難に大湊港や関根浜港を活用する場合に使用

2. 各検査場所の対応能力

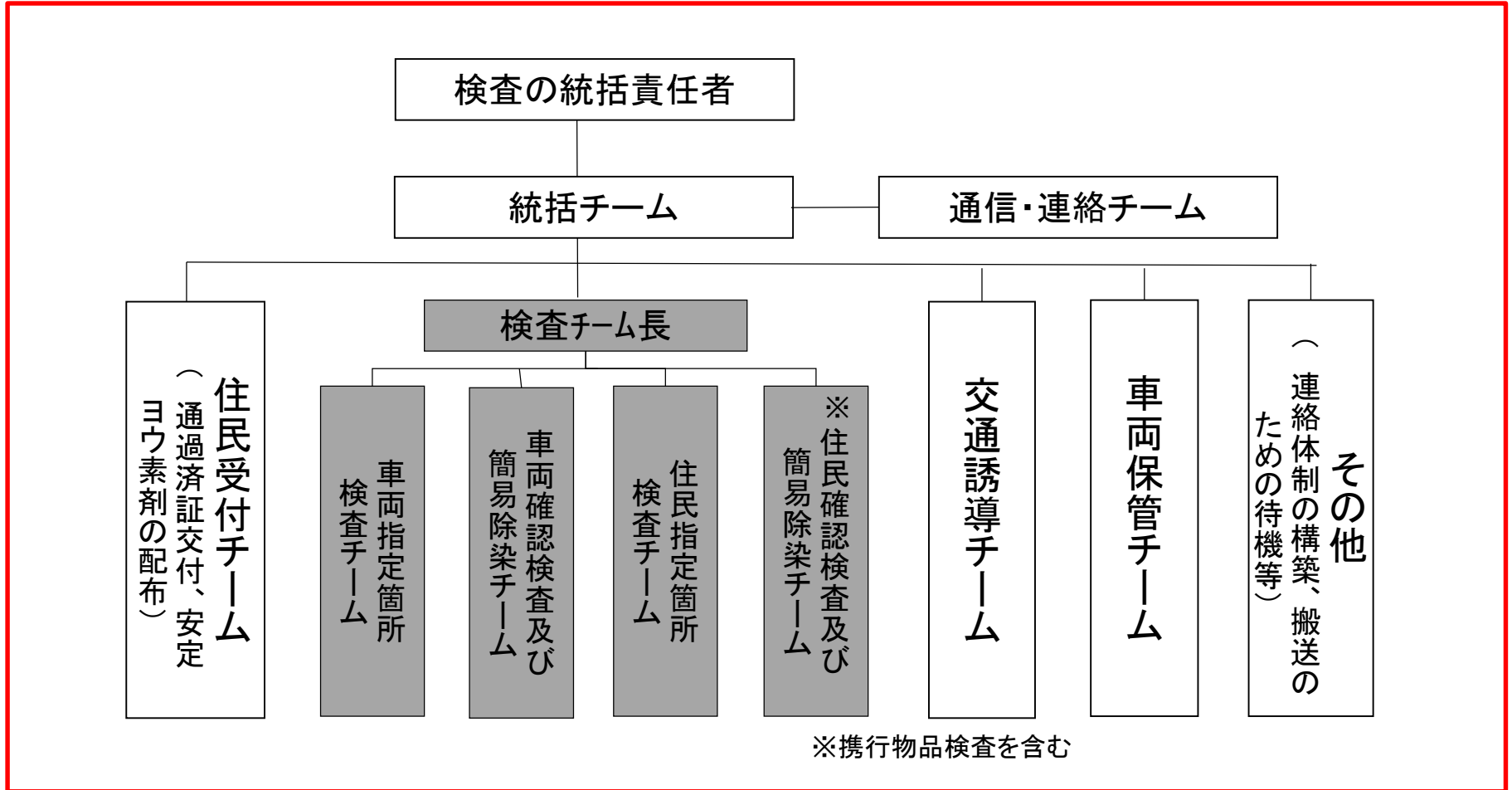
		検査場所候補地	車両指定箇所 レーン数	対応能力 サーベイメータ(台/h)	対応能力 ゲートモニタ(台/h)
むつ市	①	むつ市下北自然の家	2	40	60
	②	大畑中央公園	2	40	60
	③	日本原子力研究開発機構青森研究開発センターむつ事業所	2	40	60
	④	むつ市役所	2	40	60
	⑤	むつ市ウェルネスパーク	2	40	60
	⑥	むつ市役所 川内庁舎	2	40	60
野辺地町	⑦	野辺地町行政メモリアルセンター	3	60	90
	⑧	十符ヶ浦海水浴場駐車場	3	60	90
	⑨	県立野辺地高等学校	2	40	60
六ヶ所村	⑩	六ヶ所村立第二中学校	1	20	30
	⑪	六ヶ所村立南小学校	3	60	90
	⑫	千歳平はるき小公園、六ヶ所村立千歳平小学校	3	60	90
	⑬	青森県立六ヶ所高等学校	2	40	60
	⑭	六ヶ所村立千歳中学校	1	20	30
	⑮	六ヶ所村酪農会館	2	40	60
合計			32	640	960

<参考> 検査場所の動線例: 十符ヶ浦海水浴場駐車場



3. 検査の体制図・各チームの要員数

東通地域の避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(案)



避難退域時検査における各チームの要員数

チーム名等	役割	要員数	(参考)H29訓練 (十符ヶ浦海水浴場駐車場)
統括責任者	・全体統括 ・連絡調整	1名(保健所)	同左
統括チーム	・責任者への報告	〃	同左
通信・連絡チーム	・検査場所空間線量管理 ・関係機関への通信・連絡		
検査チーム長	・検査の統括	〃	
車両指定箇所検査チーム	・車両の指定箇所検査	・各検査場所のレーン数※に応じた要員数(事業者) ※ゲートモニタ使用の場合1レーンにつき2名 ※サーベイメータ使用の場合、1レーンにつき3名	<3レーン> 3名(保健所)6名(事業者)
車両確認検査及び簡易除染チーム	・車両の確認検査	3名(事業者)	<1レーン> 1名(保健所)2名(事業者)
	・車両の簡易除染	所管課(原対課)と協議中	
住民指定箇所検査チーム	・住民の指定箇所検査	3名(事業者又は原子力災害医療協力機関)	<1レーン> 1名(保健所)2名(事業者)
住民確認検査及び簡易除染チーム	・住民、携行物品の指定箇所検査、簡易除染	〃	<1レーン> 1名(保健所)2名(技師会)
住民受付チーム	・受付、結果交付	2名(市町村)	同左
	・ヨウ素剤配布	2名(保健所又は原子力災害医療協力機関)	
交通誘導チーム	・誘導	3名(事業者)	6名(事業所)
車両保管チーム	・車両の除染、汚染車両の保管	所管課(原対課)と協議中	
その他	連絡体制の構築・搬送のための待機等	今後、協議	

検査場所開設に係る要員数

		検査場所候補地	車両指定箇所 レーン数	必要要員数(名)
むつ市	①	むつ市下北自然の家	2	23(25)
	②	大畑中央公園	2	23(25)
	③	日本原子力研究開発機構青森研究開発センターむつ事業所	2	23(25)
	④	むつ市役所	2	23(25)
	⑤	むつ市ウェルネスパーク	2	23(25)
	⑥	むつ市役所 川内庁舎	2	23(25)
野辺地町	⑦	野辺地町行政メモリアルセンター	3	25(28)
	⑧	十符ヶ浦海水浴場駐車場	3	25(28)
	⑨	県立野辺地高等学校	2	23(25)
六ヶ所村	⑩	六ヶ所村立第二中学校	1	21(22)
	⑪	六ヶ所村立南小学校	3	25(28)
	⑫	千歳平はるき小公園、六ヶ所村立千歳平小学校	3	25(28)
	⑬	青森県立六ヶ所高等学校	2	23(25)
	⑭	六ヶ所村立千歳中学校	1	21(22)
	⑮	六ヶ所村酪農会館	2	23(25)
合計			32	349(381)

()内はサーベイメータを使用した場合の算出

4. 今後の課題

① 検査場所候補地の見直し・追加選定

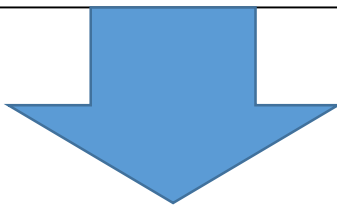
・避難経路の変更等があった場合の候補地の変更・追加等

② 初動要員名簿の作成、初動以降の検査体制・要員の確保・支援要請等

・関係機関と検討・協議

③ 検査実施マニュアルの作成

・「原子力災害時における医療対応マニュアル」(当課作成)への反映



県原子力防災訓練等での検証・必要に応じた見直し

〇UPZにおける在宅の避難行動要支援者の把握と支援者について

1. 各市町村の避難行動要支援者の把握状況

	東通村	むつ市	横浜町	六ヶ所村	野辺地町
避難行動要支援者名簿	作成済 (H27. 7作成 H29. 11更新)	作成済 (H29. 3)*	作成済 (H29. 1)	作成済 (H28. 2作成、H29. 2更新)	作成中 (H30. 3予定)
要支援者の対象者及び選定方法	要介護3～5、障害者手帳1～2級所持者、愛護手帳所持者、その他支援が必要な方	要配慮者へ登録案内書を送付し、申請した人を要支援者として登録している。このほか、民生委員へは未登録の該当者に対し、登録申請に向けた助言するよう依頼している。	要配慮者(高齢者、障害者、乳児等)のうち、役場職員による聞き取りで、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を選定	①1級または2級身体障害者手帳の所持者 ②療育手帳Aの知的障害者 ③介護保険法における要介護度3以上の認定者 ④70歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者世帯 ⑤その他避難支援を希望する者を選定。	現在作成中
要支援者数(人)	236	4,500	362	364 (うち同意を得られた者142名)	—
個別計画策定の有無	PAZ:有 UPZ:H30年度を目途に作成	有	無	有 (同意を得られている者のみ)	—
今後の方針や取組方法	村では、総務課、原子力対策課、いきいき健康推進課が中心となり、避難行動要支援者対策や福祉避難所の確保等について検討しており、平成29年度にPAZ内の個別計画作成を実施し、UPZについては体制を整え平成30年度に実施することとした。	※現在の名簿は、むつ市災害時要援護者支援制度実施要綱に基づく要援護者名簿に基づくもの。今後、避難行動要支援者名簿の作成を位置づけた地域防災計画の修正(平成30年度上半期予定)を行い、所要の手続きを経た上で、当該名簿を避難行動要支援者名簿として修正変更予定。	他市町村の手法を参考に、避難行動要支援者名簿の更新、個別計画策定に取り組んでいきたい。	平成30年度に名簿更新予定	福祉部局と連携を図り、平成30年3月中に避難行動要支援者名簿の作成及び個別計画の策定を進める。個別計画は、民生委員による聞き取りで策定する。
備考	個別計画作成のための訪問調査には、各課横断的な人員の確保が必要であり、通常業務もあることから長期的な調査期間を設ける必要あり。地区代表や民生委員との連携が必要との意見があり、調整に時間を要する。	個別計画は自然災害を想定した分だけであり、原子力災害を想定した個別計画とはなっていない。	避難行動要支援者名簿について、職員が可能な範囲で確認をしているが、精査が必要である。	名簿の更新については業務が膨大であり、頻繁な更新が難しい。	

2. 県の対応

県としては、平成29年1月25日付「原子力災害時における避難行動要支援者の把握について」において、各市町村に対し

- ・原子力災害時には広域避難が必要となることを踏まえ、各地区の避難行動要支援者ごとに避難手段、支援者の有無を把握する必要があること
 - ・既設の放射線防護対策施設の活用について関係者と検討を行う必要があること
- について依頼しているところであり、今後とも必要に応じ名簿等の作成を支援する。

原子力防災地図の作成について

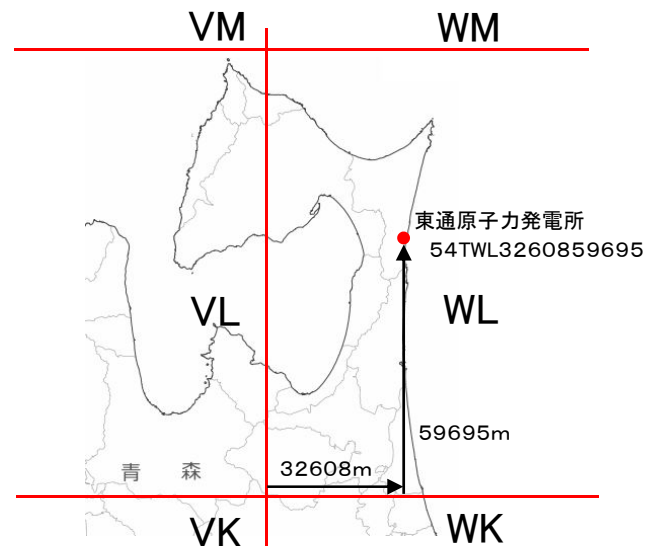
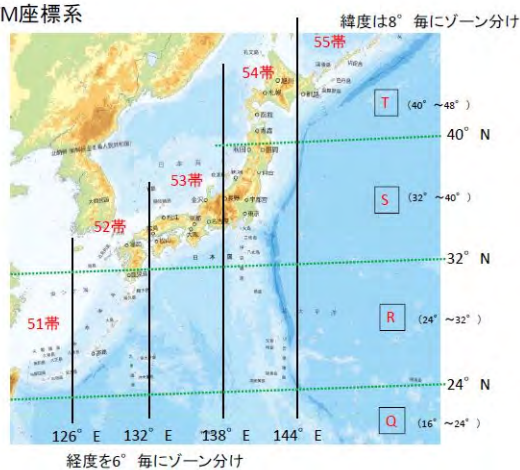
1. 作成の目的

内閣府（原子力防災担当）においては、原子力災害時に主に原子力災害対策重点区域内において、様々な機関の協力による人命の救助や放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするといった目的が達せられるよう、全国の原子力発電所が所在する地域を対象とした「原子力防災地図」の作成に取り組んでいる。

2. 地図の特徴

原子力防災対策に関する施設等（学校、医療機関、福祉施設、モニタリングポスト、ヘリポート等）の位置情報について、UTMグリッドを組み込んだ地図とすることで、共通の位置情報ツールとしている。

〔参考〕UTM座標系



※ UTMとは、ユニバーサル横メルカトル：Universal Transverse Mercator の略

3. 東通地域の原子力防災地図

平成 28 年度に引き続き、平成 29 年度版を作成した。今回は、新たに一時集合場所や簡易型電子線量計の設置場所の追加、避難実施単位の境界線の記載等を行った。A0サイズで縮尺は2万5千分の1、5万分の1、10万分の1、20万分の1を作成している。今後も記載内容の充実改良を図るとともに、総合原子力防災訓練といったタイミングで青森県や関係市町村のみならず、実動を含め配布を行うこととしたい。

東通地域の緊急時対応（全体版：案）の主な修正箇所について
（第7回（1/15）→第8回（2/28））

ページ	修正箇所	修正内容・理由
23, 34 37, 70	PAZ 内における避難先と受入可能人数	東通村避難計画の改定（H30.2）に伴う変更
24	PAZ 内社会福祉施設に健康リスクが高まる者がいる場合に行先となる放射線防護対策施設	「さくらの里ひがしどおり」以外に東通村内の老健施設「のはなしょうぶ」と東通中学校を追加
27	PAZ 内社会福祉施設で必要となる車両台数	データの記載
28	PAZ 内の施設所有の車両台数	データの記載
29	PAZ 内社会福祉施設や在宅の避難行動要支援者に健康リスクが高まる者がいる場合に行先となる放射線防護対策施設	「さくらの里ひがしどおり」と東通中学校に加え、老健施設「のはなしょうぶ」を追加
45～ 47	UPZ 内における受入可能人数	東通村避難計画の改定（H30.2）に伴う変更
55	UPZ 内の一時移転に必要な輸送能力の確保（福祉車両）	スライド新規追加
82	緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位	柱書について、泊地域での記載に合わせた修正、図の差し替え
86, 88	避難退域時検査場所	六ヶ所村内の避難退域時検査場所のうち、「千歳平はるき小公園」と「千歳平小学校」は、同じ検査場所として扱う
89	避難退域時検査場所の運営体制図（例）	図の追加